

## ハッピー愛ランド24時間訪問介護看護ステーション 運営規程

### (連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北信福祉会が設置経営するハッピー愛ランド24時間訪問介護看護ステーション(以下「事業所」という。)の運営等に関して必要な事項を定め、もって事業所の円滑な運営に資することを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

#### (運営方針)

第2条 事業所は、次に掲げる運営方針に基づき、事業を実施する。

- (1) 事業所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。
- (2) 前項の支援とは、定期的な巡回又は随時通報によりその利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の安心してその居宅において生活を送るための援助をいう。
- (3) 前項の援助により、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指す。
- (4) 事業所は、提供するサービスの質の評価を定期的に行い、常にその改善を図る。

#### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ハッピー愛ランド24時間訪問介護看護ステーション
- (2) 所在地 福島県福島市本内字西河原5番地の76

#### (営業日等)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日まで（年中無休）
- (2) 営業時間 全日（24時間）

#### (通常の事業の実施地域)

第5条 事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する地域をいう。以下同じ。）は、福島市のうち北信西地域内及び当該地域に隣接する地域内とする。

(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、次の各号に掲げるサービス区分に応じ、当該各号の内容の介護サービスを提供する。

- (1) 定期巡回サービス 訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
- (2) 随時対応サービス 随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否を判断するサービス
- (3) 随時訪問サービス 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所に配置する従業者、員数及び職務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
事業所全般の業務を統括する。
- (2) オペレーター サービス提供時間帯を通じて1名以上  
定期巡回サービスや随時訪問サービスの提供に係る利用者等からの通報に対応する業務に従事する。
- (3) 計画作成責任者 1名以上  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の作成、変更等の業務に従事する。
- (4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員 5名以上  
居宅サービス計画に沿った定期巡回サービスの業務に従事する。
- (5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員 5名以上  
オペレーターの指示を受けて随時訪問サービスの業務に従事する。

(指定訪問看護事業所との連携)

第8条 事業所は、連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき、当該連携する指定訪問看護事業所から、次に掲げる事項について必要な協力を得るものとする。

- (1) 第18条第3項に規定するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3) 第35条第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加
- (4) その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言

(勤務体制の確保)

第9条 事業所は、当該事業所の従業者によって指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するもの（この規程において「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）を提供する。

2 事業所は、利用者に対して適切な連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することができるように、別に定めるところにより、従業者の勤務の体制を定める。

（事業所の設備等）

第10条 事業所に備え付ける設備等の内容は、次に掲げるとおりとする。

- |                                          |   |
|------------------------------------------|---|
| (1) 事務室                                  | 1 |
| (2) 受付コーナー                               | 1 |
| (3) 相談コーナー                               | 1 |
| (4) その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な通信機器等 |   |

（衛生管理等）

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、当該事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努める。

2 事業所は、当該事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回開催すること。
- (2) 前号の開催結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (4) 従業者を対象とする感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練をそれぞれ年1回実施すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（内容及び手続の説明及び同意並びに契約の締結）

第12条 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に先立ち、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得たうえで、サービス利用契約を締結する。

（受給資格等の確認）

第13条 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に先立ち、利用

者が提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 事業所は、前項の介護保険被保険者証に法第78条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するよう努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。

- 2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるように、必要な援助を行う。

(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開始、終了等)

第15条 事業所は、正当な理由なく連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒否しない。

- 2 事業所は、利用申込者の病状、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案して、利用申込者に対し自ら適切な連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡を行い、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等を紹介する等の必要な対応を速やかに取る。
- 3 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたって、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 4 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたって、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際して、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事

業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本的取扱方針)

- 第16条 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたって、定期巡回サービスについては利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービスについては利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにする。この場合において、事業所は、自らその提供する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 2 事業所は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する。
- 3 事業所は、利用者が前項の居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。
- 4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供をさせてはならない。
- 5 従業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたって、身分を証する書類を携行し、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。
- 6 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたり利用者から合鍵を預かる場合は、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しなければならない。

(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

- 第17条 事業所は、次に掲げる具体的な方針に基づき、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する。
- (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、第18条の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るために必要な援助を行うものとする。
- (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
- (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、第18条の定期巡回・随時対応型訪問介護看護

護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。

- (4) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

#### (定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成)

第18条 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した計画（この規程において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を当該利用者を担当する介護支援専門員に提出しなければならない。
- 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握することをいう。)の結果を踏まえ、作成しなければならない。
- 4 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成にあたって、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により利用者の同意を得るとともに、利用者に当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を交付するものとする。
- 5 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。この場合において、第1項から第4項までの規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。

#### (サービス提供記録)

第19条 事業所は、利用者に対して連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際は、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額、提供した具体的なサービスの内容

等を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面(以下「サービス提供記録」という。)に記載するとともに、利用者から申出があった場合は、文書の交付等の方法により、その情報を利用者に提供する。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第20条 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者及びその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービス(指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第2条第5号に規定する法定代理受領サービスをいう。以下同じ。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(利用料等の受領)

第21条 事業所が利用者に提供した連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料(以下「利用料」という。)の額は、法第42条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(以下「地域密着型介護サービス費用基準額」という。)とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に要した費用について、利用者が地域密着型介護サービス費として市町村から給付を受ける額を限度に、利用者に代わって市町村から支払いを受ける。
- 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部(以下「利用者負担金」という。)として、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
- 4 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 5 前3項の支払を受ける額のほか、事業所は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、利用者からそれに要した交通費の額の支払を受けることができる。

6 第3項の利用者負担金及び第5項に規定する費用（以下「利用者負担金等」という。）の額は、別に定めるところによる。

7 事業所は、前項の利用者負担金等の額に係るサービスの提供にあたって、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び利用者負担金等の額を記載した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得る。

（サービスの内容等の変更）

第22条 事業所は、介護保険法等関係法令の改正、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由が生じた場合は、前条第7項のサービスの内容及び利用者負担金等を変更することができる。

2 前項の場合において、利用者又はその家族等に対する説明は、あらかじめ、変更後のサービスの内容及び利用者負担金等並びにその理由等を記載した文書を郵送する等の方法で行い、文書により利用者の同意を得る。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第23条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の額の支払を受けた場合は、利用者に対し、提供した連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

（利用者に関する市町村への通知）

第24条 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村等に通知する。

- (1) 正当な理由なしに連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第25条 従業者は、現に連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているとときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な対応を取らなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第26条 事業所は、事故発生又はその再発を防止するため、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会をおおむね3か月に1回開催すること。
  - (4) 従業者を対象とする研修を年1回実施すること。
- 2 事業所は、利用者に対する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な対応を取るとともに、利用者の家族等指定された連絡先、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者及び市町村等に連絡する。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った対応について記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

#### (虐待の防止)

- 第27条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、別に定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回開催すること。
  - (2) 前号の開催結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (3) 虐待防止のための指針を整備すること。
  - (4) 従業者を対象とする研修を年1回実施すること。
  - (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を配置すること。
- 2 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供中に事業所の従業者又は擁護者(利用者の家族等で当該利用者を現に養護する者を言う。)により虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村等に通報する。

#### (業務継続計画の策定等)

- 第28条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、並びに当該業務継続計画に基づき次に掲げる必要な措置を講じる。
- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回、定期的に実施する。
  - (2) 事業所は、少なくとも年1回、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (従業者の資質の向上等)

第29条 事業所は、別に定めるところにより、従業者に対しその資質の向上のための研修の機会を確保する。

- 2 事業所は、適切な連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化、従業者への周知・啓発、相談体制の整備等必要な措置を講じる。

(掲示)

第30条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又はこれらを記載した書面を当該事業所内に備え付け、自由に閲覧できるようにする。

(秘密の保持等)

第31条 事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、事前にそれぞれ文書により得るものとする。

(個人情報の取扱い)

第32条 事業所は、個人情報の取扱いについて、関係法令及び厚生労働省が示した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを遵守し、別に定めるところにより、適切な取扱いを行う。

(情報の提供)

第33条 事業所は、利用者又は利用申込者が自ら主体的に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を選択し、又は決定できるように、利用者等からの求めに応じ、必要な情報の提供に努める。

(苦情処理)

第34条 事業所は、提供した連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別に定めるところにより、苦情を受け付けるための窓口を置く。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、保険者等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は保険者等の職員からの質問若しくは

は照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者等が行う調査に協力するとともに、保険者等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第35条 事業所は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたり、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成する協議会（この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6か月に1回、介護、医療連携推進会議に対して連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、介護、医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴くものとする。

2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

(記録の作成・保管)

第36条 事業所は、別に定めるところにより、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を作成する。

2 事業所は、前項に掲げる記録のほか、利用者に対する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に係る次に掲げる記録を作成し、その完結の日から5年間保管する。

- (1) 第19条のサービス提供記録
- (2) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 第26条に規定する事故の状況及び事故の発生に際して取った対応についての記録
- (4) 第34条に規定する苦情の内容等の記録

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 従前の運営規程（令和4年4月1日施行）は、これを廃止する。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から改訂施行する。